

(仮称) 2040 年市民会議運営業務仕様書

- 1 業務名 (仮称) 2040 年市民会議運営業務
- 2 業務場所 福知山市全域
- 3 履行期間 契約締結日 (令和 7 年度中) から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 業務の目的 2040 年の将来推計データ等を基に、福知山市の将来課題を市民に共有し、市が取り組むべき方策等を議論する (仮称) 2040 年市民会議の運営を行う。

5 業務内容

(1) (仮称) 2040 年市民会議の運営

2040 年の将来推計データ等を基に、福知山市の将来課題を市民に共有し、市が取り組むべき方策等を議論する (仮称) 2040 年市民会議の運営及び会議資料の作成、議事録の作成を行うこと。

会議のファシリテーションは受託者が行うとともに、外部有識者を招へいしテーマに応じた講演を実施する等、議論の活性化に資する工夫を行うこと。

開催の周知、会場の確保・準備、会議資料の印刷については福知山市が行うものとする。

(仮称) 2040 年市民会議の開催概要は以下のとおり。

- ・開催回数：5 回
- ・参加者：無作為抽出した市民 100 人程度 (5 つの部会に分けて議論)

(2) オンラインプラットフォームの構築

(仮称) 2040 年市民会議の内容について市民が意見交換を行うための電子的なプラットフォーム (以下、「オンラインプラットフォーム」という。) を既存のシステムを利用してインターネット上に構築する。オンラインプラットフォームは次の機能を有するものとし、利用者の属性を把握できるように、利用者に対し、年齢層、居住地等に関する情報の提供を求めること。

- ・福知山市から利用者に情報提供を行う機能
- ・福知山市が提示する意見募集テーマに対して利用者が意見やアイデアを投稿し他の利用者がコメントやリアクションを行う機能
- ・利用者同士が対話するための機能
- ・投稿された意見等の統計分析機能及び統計分析結果の表示機能
- ・解決策や政策案等への投票機能
- ・利用者アカウントの登録、削除及び編集の機能
- ・管理者権限等

(3) (仮称) 2040 年市民会議及びオンラインプラットフォームの一体的な運営

(仮称) 2040 年市民会議の議論の内容について、オンラインプラットフォーム上で市民等からの意見収集や利用者間での意見交換が活発に行われ、その意見を集約して (仮称) 2040 年市民会議にフィードバックするなど一体的な運営を行うこと。

(4) オンラインプラットフォームのカスタマイズ

福知山市が必要と判断した場合、オンラインプラットフォームの機能追加や修正等のカスタマイズを行うこと。

(5) オンラインプラットフォームの取組に係る周知資料の作成

オンラインプラットフォームの取組を市民に周知することを目的とした広報資料を作成すること。

(6) (仮称) 2040 年市民会議のとりまとめ

(仮称) 2040 年市民会議での議論の内容をとりまとめ、オンラインプラットフォームにおける意見募集結果も踏まえた福知山市の将来課題や求められる対応策等について整理を行う。

(7) 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- ① 業務報告書（フルカラー） 2部
- ② 上記成果品の電子データ 一式
- ③ その他、業務に関連して収集、作成した資料で福知山市が指示する資料

6 人権研修の実施

受注者は、当該委託業務の実施にあたっては、人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修（自治体等が実施する人権啓発研修等への参加をもって代えることを含む。）を行うものとし、その内容を「人権研修実施報告書」により発注者に報告しなければならない。

7 契約及び支払

- (1) 契約及び支払は福知山市財務規則に準ずる。
- (2) 委託料は、受注者の請求に応じて、契約金額の5割を上限として前金払いができる。

8 一般事項

- (1) この業務の受託者は、常に福知山市と密接な連絡をとりながら作業を進め、関係諸法令規則（例規、告示命令等含む。）に違反しないよう履行するとともに、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続きを遅滞なく行い、関係官公庁等との調整結果等について福知山市へ報告すること。また、本業務遂行にあたり発生した事故及び損害等については、受託者の負担とし、福知山市は一切の責任を負わない。
- (2) 受託者は、業務完了後、成果品、業務完了届けを速やかに提出すること。成果品は、報告書2部作成し、原稿一式（電子データ含む。）、図面一式を添えて福知山市に提出するものとし、その成果品については、福知山市の検査員による検査を受けなければならない。福知山市の検査員による検査合格をもって業務完了とする。
- (3) 成果品にかかる権利、使用その他一切は福知山市に帰属する。
- (4) 成果品その他必要書類の控えは受託者において5年間保存すること。
- (5) 当業務によって知り得た情報は福知山市個人情報保護条例に従い、データ管理及び機密の保持に努め、データの外部漏えい、滅失、損壊を防止すること。
- (6) 本仕様書に関し疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、福知山市と協議すること。